

損害賠償の額の決定及び和解について

事故による損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解するものとする。

令和4年6月20日提出

上越市長 中川 幹 太

記

1 和解の相手方

市内在住 男性

2 和解の要旨

- (1) 本件事故に係る損害賠償の額を1,771,140円とし、上越市は、相手方に対し当該賠償金を支払うものとする。
- (2) 上越市及び相手方は、本件事故に関し、合意書に定めるもののほかに何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。

3 事故の概要

- (1) 事故発生日月日 令和3年1月21日 午後5時30分頃
- (2) 事故の発生場所 上越市大手町113番地1（資源物常時回収ステーション）
- (3) 事故の状況 相手方が資源物常時回収ステーションに段ボールを排出した際、ユニットハウス内の床面が雪による水分で滑りやすい状況にあったことから転倒し、左足の脛骨及び腓骨を骨折する怪我を負ったもの